

周南市学校給食センター施設分類別計画



栗屋学校給食センター



住吉学校給食センター



高尾学校給食センター



新南陽学校給食センター



熊毛学校給食センター



鹿野学校給食センター

令和5(2023)年3月

周南市教育委員会

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	6
第6章 計画期間.....	7
参考資料.....	8

第1章 本計画の目的

周南市学校給食センター施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の学校給食センターについて、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

学校給食センターの設置目的は、食育の推進を図るとともに、栄養バランスのとれた安心・安全でおいしい給食を提供することで、子どもたちの心身の健全な育成を図ることにあります。

こうした目的を実現させるため、平成20（2008）年7月策定の「周南市学校給食センター建設基本計画」以降、学校給食センター方式による調理施設の再編整備に取り組み、令和元（2019）年度に整備が完了した新南陽学校給食センターにより完結しました。

なお、廃止した学校給食センターの建物の除却は、令和4（2022）年度に解体が完了する旧新南陽学校給食センターが最後となります。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は学校関連施設であり、学校給食課が所管します。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	栗屋学校給食センター	大字栗屋1022番地の71	櫛浜	準広域
2	住吉学校給食センター	住吉町1番31号	今宿	準広域
3	高尾学校給食センター	大字徳山10757番地	岐山	準広域
4	熊毛学校給食センター	大字大河内1115番地の1	大河内	準広域
5	新南陽学校給食センター	福川南町2573番地の36	福川	準広域
6	鹿野学校給食センター	大字鹿野上3054番地	鹿野	準広域

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1)サービスの現状と課題

(現状)

市内6センターにおける調理・配送等業務について、令和4(2022)年度から鹿野学校給食センターの調理等業務を民間委託したことにより、すべてが民間委託へ切り替わりました。現在は、各センターの委託事業者が、給食の調理、配送及び洗浄などの運營業務を行っています。

また、学校給食センター全体の給食提供食数は、市内小中学校の児童生徒が年々減少傾向にあるため、あわせて減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業の影響を受けた令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度には、一時的ではありますが、給食提供食数が著しく減少しました。

一方で、学校給食センター全体の管理運営コストについては、令和元(2019)年10月の消費税改定やPFI方式で整備した新南陽学校給食センター建設費の割賦払などのため、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて大きく増加しました。今後の見通しについては、ウクライナ情勢を背景とした世界的なエネルギー価格の高騰などの影響により、今後も物価が上昇していくことが予想され、管理運営コストも増加となっていく見込みです。

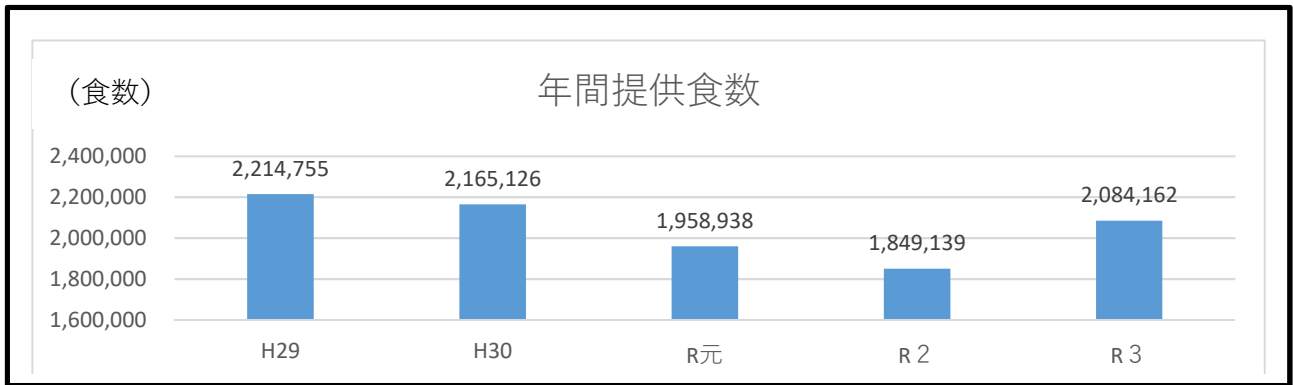
(課題)

給食材料費については学校給食法に基づき、現在は小学校250円、中学校290円を給食費として保護者に負担していただいておりますが、前回の給食費改定から10年となる令和6(2024)年度に向けて、改定の検討を進めていきます。

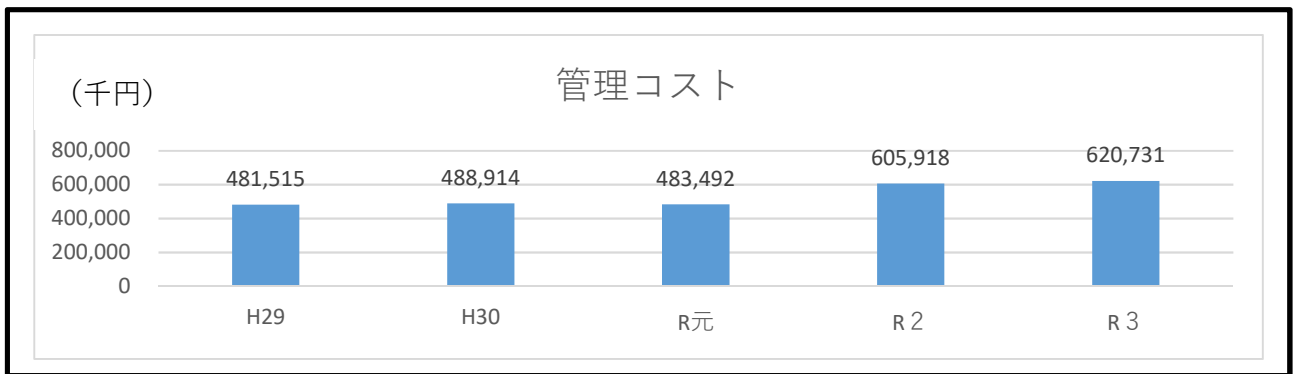
図表3 各学校給食センターの調理能力、調理食数及び配送校

No	施設名	調理能力	調理食数 (R4.5月現在)	配送校
1	栗屋学校給食センター	2,900食	2,514食	8校(小学校5校、中学校3校) 小学校:遠石、久米、櫛浜、鼓南、桜木 中学校:鼓南、太華、周陽
2	住吉学校給食センター	2,400食	2,033食	4校(小学校2校、中学校2校) 小学校:徳山、今宿 中学校:岐陽、住吉
3	高尾学校給食センター	1,900食	1,570食	7校(小学校5校、中学校2校) 小学校:岐山、周陽、秋月、沼城、須磨 中学校:秋月、須々万
4	熊毛学校給食センター	1,500食	1,118食	6校(小学校5校、中学校1校) 小学校:三丘、高水、勝間、大河内、八代 中学校:熊毛
5	新南陽学校給食センター	4,000食	3,627食	13校(小学校9校、中学校4校) 小学校:菊川、夜市、戸田、湯野、富田東、富田西、福川、福川南、和田 中学校:菊川、桜田、富田、福川
6	鹿野学校給食センター	300食	125食	2校(小学校1校、中学校1校) 小学校:鹿野 中学校:鹿野

図表4 学校給食センター全体の調理食数の推移



図表5 学校給食センター全体の管理コストの推移



(2)建物の現状と課題

(現状)

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

平成22（2010）年度から平成25（2013）年度にかけて、栗屋・住吉・高尾・熊毛の各学校給食センターを順次整備し、令和元（2019）年度には新南陽学校給食センターをPFI事業で整備しました。これらのセンターは、建築年次が比較的新しいため、顕著な老朽化はみられませんが、昭和63（1988）年建築の鹿野学校給食センターは、平成30（2018）年度に屋根改修工事を実施しました。

「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」では、今後の学校給食センター整備の進め方として、「施設や設備の経年劣化に計画的に対応するとともに、特に、施設の長寿命化を図る必要がある」としており、引き続き施設の長寿命化改修の検討や予防保全型施設管理への取り組みを進めていきます。

(課題)

当面の課題としては、新南陽を除く5センターの照明設備のLED化や厨房機器の更新があります。LED照明の導入については、今後、周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）等に規定する照度等の基準に留意しつつ、施設の用途や費用対効果、今後の施設の活用方針等を十分考慮した上で検討します。また、厨房機器については経年劣化による不具合が生じ始めており、その都度適切な修繕をしていますが、機器使用年数の目安を15年とし、付帯する機械設備などの改修を含めて早期に機器更新の検討を始める必要があります。これらの課題を解決するための改修工期が、学校の夏休み期間内で収まらない場合、給食の調理・配送業務の体制の見直しについても検討していく必要があります。

図表6 建物の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果 総合劣化度	バリアフリー の状況 対応	ハザードマップの状況					
										該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	栗屋学校給食センター	1356.65	1325.75	2010	S /31年	未経過	新耐震	30.00	一部対応			河	0.5~3m	2~5m	0.3m
2	住吉学校給食センター	1215.26	1204.06	2010	S /31年	未経過	新耐震	27.30	一部対応		警				
3	高尾学校給食センター	1055.90	1044.70	2011	S /31年	未経過	新耐震	27.60	一部対応	なし					
4	熊毛学校給食センター	933.96	916.66	2013	S /31年	未経過	新耐震	23.20	一部対応	なし					
5	新南陽学校給食センター	2397.88	2151.05	2019	S /31年	未経過	新耐震	15.20	全部対応					1~2m	0.3~1m
6	鹿野学校給食センター	435.72	435.72	1987	S /31年	経過	新耐震	51.00	未対応	なし					

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫流

第5章 今後の施設の方向性

(1)一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

その後、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- ① 建築後31年以上の施設の優先度は、「非常に高い」
- ② 建築後20年以上31年未満の施設の優先度は、「高い」
- ③ 建築後10年以上20年未満の施設の優先度は、「比較的高くない」
- ④ 建築後10年未満の施設の優先度は、「高くない」

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性について、栗屋・住吉・高尾・熊毛・新南陽の5センターは「多目的化」、鹿野は「継続利用（現状維持）」となりました。また、取り組みの優先順位は、鹿野が「非常に高い」、栗屋・住吉・高尾が「比較的高くない」、熊毛・新南陽が「高くない」となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2)総合評価

前章で述べたように、平成22（2010）年度から平成25（2013）年度にかけて、栗屋・住吉・高尾・熊毛の各学校給食センターを順次整備し、令和元（2019）年度には新南陽学校給食センターをPFI事業で整備したため、市内の学校給食センターの再編整備については完了しました。そのため当面は、現状の栗屋・住吉・高尾・熊毛・新南陽・鹿野の6センターにより、児童・生徒への安心安全でおいしい給食の提供を続けていきます。

なお、一次評価により、鹿野を除く5センターが施設の方向性について「多目的化」となりましたが、大量調理施設として特に衛生面に注意が必要な施設であり、目的を異にする他施設との共有は難しいため、今後も学校給食調理専用施設として使用してまいります。また、今後の施設整備につきましても、一次評価での取り組みの優先順位を踏まえながら、各センターを学校給食調理専用施設として継続利用できるように進めてまいります。

(3) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 7 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	R5	R6	R7	R8	R9
1	栗屋学校給食センター	12	S / 31年	未経過	新耐震	30	一部対応	洪・高・津	比較的高くない	多目的化	継続利用	・ 厨房機器は使用年数の目安を15年とし、機器更新を検討する。				
2	住吉学校給食センター	12	S / 31年	未経過	新耐震	27.3	一部対応	土	比較的高くない	多目的化	継続利用	・ 厨房機器は使用年数の目安を15年とし、機器更新を検討する。				
3	高尾学校給食センター	10	S / 31年	未経過	新耐震	27.6	一部対応	なし	比較的高くない	多目的化	継続利用	・ 厨房機器は使用年数の目安を15年とし、機器更新を検討する。				
4	熊毛学校給食センター	8	S / 31年	未経過	新耐震	23.2	一部対応	なし	高くない	多目的化	継続利用	・ 厨房機器は使用年数の目安を15年とし、機器更新を検討する。				
5	新南陽学校給食センター	2	S / 31年	未経過	新耐震	15.2	全部対応	高・津	高くない	多目的化	継続利用					
6	鹿野学校給食センター	34	S / 31年	経過	新耐震	51	未対応	なし	非常に高い	継続利用(現状維持)	継続利用	・ 厨房機器は使用年数の目安を15年とし、機器更新を検討する。				

(4) 今後の課題

令和 4 (2022) 年度から鹿野学校給食センターの調理等業務を民間委託したことにより、市内 6 センターすべてにおいて、調理・配送等業務が民間委託へ切り替わりました。しかしながら、新南陽を除く、栗屋・住吉・高尾・熊毛・鹿野の 5 つの学校給食センターの管理運営方法については、更なる運営効率の改善を進めていくため、PFI 事業で整備した新南陽学校給食センターのように、施設維持管理業務や調理・配送などの運營業務を包括して事業委託することで、事務負担の軽減を可能とする効率的なセンター管理ができるため、他の 5 センターにおいても包括的なセンター管理の手法を検討していく必要があります。

第 6 章 計画期間

本計画の計画期間は、令和 9 (2027) 年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表8 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物														R4自主点検結果														バリアフリーの状況					ハザードマップの状況										
		総床面積 (m ²)	床面積 (m ²)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】							【設備編】							総合劣化度	対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波													
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地													1.電気設備		2.機械設備										
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀（C、B、フェンス等）												排水設備（側溝）	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管
1	栗原学校給食センター	1356.65	1325.75	2010	S /31年	未経過	新耐震	A	B	B	B	A	B	—	C	B	B	B	—	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	30.00	一部対応	×	○	○	×			河	0.5~3m	2~5m	0.3m未満
2	住吉学校給食センター	1215.26	1204.06	2010	S /31年	未経過	新耐震	A	A	A	B	A	A	—	C	A	C	B	C	C	A	B	未	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	27.30	一部対応	×	○	○	×		崖				
3	高尾学校給食センター	1055.90	1044.70	2011	S /31年	未経過	新耐震	B	A	A	B	B	B	—	A	B	B	B	A	A	A	A	C	A	—	A	—	A	A	A	A	A	A	27.60	一部対応	×	○	○	×		なし				
4	熊毛学校給食センター	933.96	916.66	2013	S /31年	未経過	新耐震	A	A	A	B	A	A	—	B	A	B	A	—	A	A	A	A	B	A	A	A	—	A	B	A	A	A	23.20	一部対応	×	○	○	×		なし				
5	新南陽学校給食センター	2397.88	2151.05	2019	S /31年	未経過	新耐震	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A	—	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	15.20	全部対応	○	○	○	○				1~2m	0.3~1m		
6	鹿野学校給食センター	435.72	435.72	1987	S /31年	経過	新耐震	B	A	B	B	A	B	—	B	A	B	B	—	—	—	A	A	A	A	A	—	A	—	—	—	A	51.00	未対応	×	×	×	×							

* 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA~Cで判定する。
 - A:劣化がなく建物の利用に支障なし
 - B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
 - C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1)個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ		
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性	
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡	
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止	
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒	◇ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒	◇ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止	
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設		
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	地域 ⇒	◇ 地域移譲	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合	
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率	◇ サービス存続	統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）	
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化	
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表9 一次評価結果

項番	施設名	(1) サービス主体の適正化										(2) サービス水準の適正化																	
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている												
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②			評価結果								
行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならぬ 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域の中 で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	利用圏域の中 で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設		補助金などの 代替施策で 対応できる ものか。	今日の視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即して いるものとなる か。	サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。	当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。		前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域の中 で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設									
1	栗屋学校給食センター	可能性はない	関与する必要性が高い	義務付けられていない	存在しない				存在しない				対応不可能			低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	12	準広域			その他	減少の見込み	存在しない				
2	住吉学校給食センター	可能性はない	関与する必要性が高い	義務付けられていない	存在しない				存在しない				対応不可能			低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	12	準広域			その他	減少の見込み	存在しない				
3	高尾学校給食センター	可能性はない	関与する必要性が高い	義務付けられていない	存在しない				存在しない				対応不可能			低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	10	準広域			その他	減少の見込み	存在しない				
4	熊毛学校給食センター	可能性はない	関与する必要性が高い	義務付けられていない	存在しない				存在しない				対応不可能			低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	8	準広域			その他	減少の見込み	存在しない				
5	新南陽学校給食センター	可能性はない	関与する必要性が高い	義務付けられていない	存在しない				存在しない				対応不可能			低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	2	準広域			その他	減少の見込み	存在しない				
6	鹿野学校給食センター	可能性はない	関与する必要性が高い	義務付けられていない	存在しない				存在しない				対応不可能			低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	34	準広域			その他	減少の見込み	存在しない				

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化										(4) 事業手法の適正化						検討結果一覧表											一次評価結果								
		(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の 魅力向上が期待される(利用者が共通、提 供サービスに関連性がある、世代間の交 流が生まれる、他地域との交流が生まれ る など)					(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供 している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なる サービスを提供している					(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか						A	B	C	D	E	F		G	H	I	J	K	民 活 の 拡 大	受 益 者 負 担 の 見 直 し	
		サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	同地域内で、 施設分類が 異なるが同様の サービスを 提供している 施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の 稼働率等を 入力	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	延床 面積 (m ²)	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	前年度までの 収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果	A : 統 廃 合 (集 約 化)	B : 複 合 化 (共 用 化)	C : 多 目 的 化	D : 多 目 的 化	E : 継 続 利 用 (現 状 維 持)		F : 継 続 利 用 (規 模 縮 小)	G : 共 同 利 用	H : 廃 止	I : 転 用	J : 民 間 譲 渡	K : 地 域 移 譲		
1	栗屋学校給食センター		12			12		その他	減少の見込み	1,356.65	12	○ D:多目的化	期待できる	その他	妥当		非該当																				「多目的化」
2	住吉学校給食センター		12			12		その他	減少の見込み	1,215.26	12	○ D:多目的化	期待できる	その他	妥当		非該当																				「多目的化」
3	高尾学校給食センター		10			10		その他	減少の見込み	1,055.90	10	○ D:多目的化	期待できる	その他	妥当		非該当																				「多目的化」
4	熊毛学校給食センター		8			8		その他	減少の見込み	933.96	8	○ D:多目的化	期待できる	その他	妥当		非該当																				「多目的化」
5	新南陽学校給食センター		2			2		その他	減少の見込み	2,397.88	2	○ D:多目的化	期待できる	その他	妥当		非該当																				「多目的化」
6	鹿野学校給食センター		34			34		その他	減少の見込み	435.72	34		期待できる	その他	妥当		非該当										○									「継続利用(現状維持)」	

周南市学校給食センター施設分類別計画

令和5（2023）年3月

周南市教育委員会 教育部 学校給食課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電 話 0834-22-8418

F A X 0834-22-8534

電子メール ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp